

令和2年度第1回岡山市障害者施策推進協議会次第

令和2年5月28日(木) 13時30分～
(岡山市役所本庁舎7階 大会議室)

1 開 会

2 会長選出

3 議 題

(1) 岡山市障害者プラン及び第6期岡山市障害福祉計画・第2期岡山市障害
児福祉計画の策定について

(2) その他

3 閉 会

岡山市障害者施策推進協議会 委員名簿

令和2年4月1日

氏 名	職 名
秋 山 哲 生	岡山県障害福祉施設等協議会理事
井 上 純 子	公益社団法人 岡山県看護協会専務理事
奥 田 美由紀	岡山市手をつなぐ育成会副会長
齋 藤 信 也	岡山大学大学院保健学研究科教授
杉 田 美奈子	岡山労働局職業安定部職業対策課課長補佐
高 山 学	岡山市私立認可保育園・認定こども園園長会会長
筒 井 恵 子	岡山県老人福祉施設協議会副会長
仲 矢 明 孝	岡山大学大学院教育学研究科特任教授
根 木 一 江	岡山市民生委員児童委員協議会理事
原 晴 美	岡山市精神障害者家族会連絡会会長
宮 本 敏 行	岡山市障害者団体連合会会長
山 上 晃 稔	社会福祉法人岡山市社会福祉協議会常務理事
山 本 真	一般社団法人 岡山市医師会理事
横 山 省 子	岡山市愛育委員協議会副会長

(50音順)



○岡山市障害者施策推進協議会条例

平成20年12月25日

市条例第83号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき、岡山市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くこと

ができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 平成22年6月30日以前に委嘱された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

障企発 0519 第 1 号

令和 2 年 5 月 19 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課長

（公印省略）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）

日頃より障害保健福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日付けで、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）が告示されました。その内容については、別添のとおりですので、御了知の上、管内市町村等に対して周知徹底を図るとともに、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の作成に当たり御配慮いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の作成作業に当たっては、今般の新型コロナウイルス感染症の各地域における感染状況等を考慮いただき、感染拡大防止の観点から、当面は「3つの密」を避けていただくことに留意しつつ、アンケート調査の実施やデータの分析など外出・訪問を要しない作業を行うなど、柔軟に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

今後、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の取扱いについて、状況の変化に伴いさらに通知すべき事項が生じた場合には、改めてお示しします。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（概要）

1 告示の趣旨

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 87 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が平成 30 年度から令和 2 年度までの第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めているところである。

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和 3 年度から令和 5 年度までの第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について必要な改正を行ったものである。

2 主な改正内容

(1) 基本的理念に係る事項の見直し

- ① 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨を記載する。
- ② 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む旨を記載する。
- ③ 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である旨を記載する。

- ④ 障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る旨を記載する。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する旨を記載する。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

- ① 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である旨を記載する。
- ② 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である旨を記載する。

(4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

- ① 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である旨を記載する。
- ② 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある旨を記載する。
- ③ 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
- ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある旨
 - ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である旨
- を記載する。

- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握する必要がある旨
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある旨
 - ・ 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターに求められる具体的な役割（入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等）を記載する。

(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
 - ・ 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
 - ・ 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
 - ・ 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね

1.23倍以上を目指すこととする。

- ・ 令和五年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- ・ このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
- ・ 令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

(6) その他

障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する旨を記載する。

また、(5)に掲げる目標の設定に伴い、必要な活動指標を設定する。

岡山市障害者プラン及び第6期岡山市障害福祉計画
・第2期岡山市障害児福祉計画の策定について

障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく下記計画を一体的に策定する。

1 岡山市障害者プラン（根拠法令：障害者基本法第11条）

国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本とするとともに、本市における障害者の状況等を踏まえ策定する障害者のための施策に関する基本的な計画。

岡山市では「障害者プラン」の名称で策定しており、現行の岡山市障害者プランは、平成27年度から令和2年度までの6か年計画として策定しているが、計画期間の満了に伴い、さらなる施策の推進を図るために、「障害福祉計画・障害児福祉計画」と一体的に策定する。

計画期間については、令和3年度から8年度を計画期間とする。

2 第6期岡山市障害福祉計画（根拠法令：障害者総合支援法第88条）

国が定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関して策定する計画。

施設入所者の地域生活への移行等、成果目標を定めるほか、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量等を定める。

第6期は、令和3年度から5年度を計画期間とする。

3 第2期岡山市障害児福祉計画（根拠法令：児童福祉法第33条の20）

国が定める基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他事業の円滑な実施に関して策定する計画。

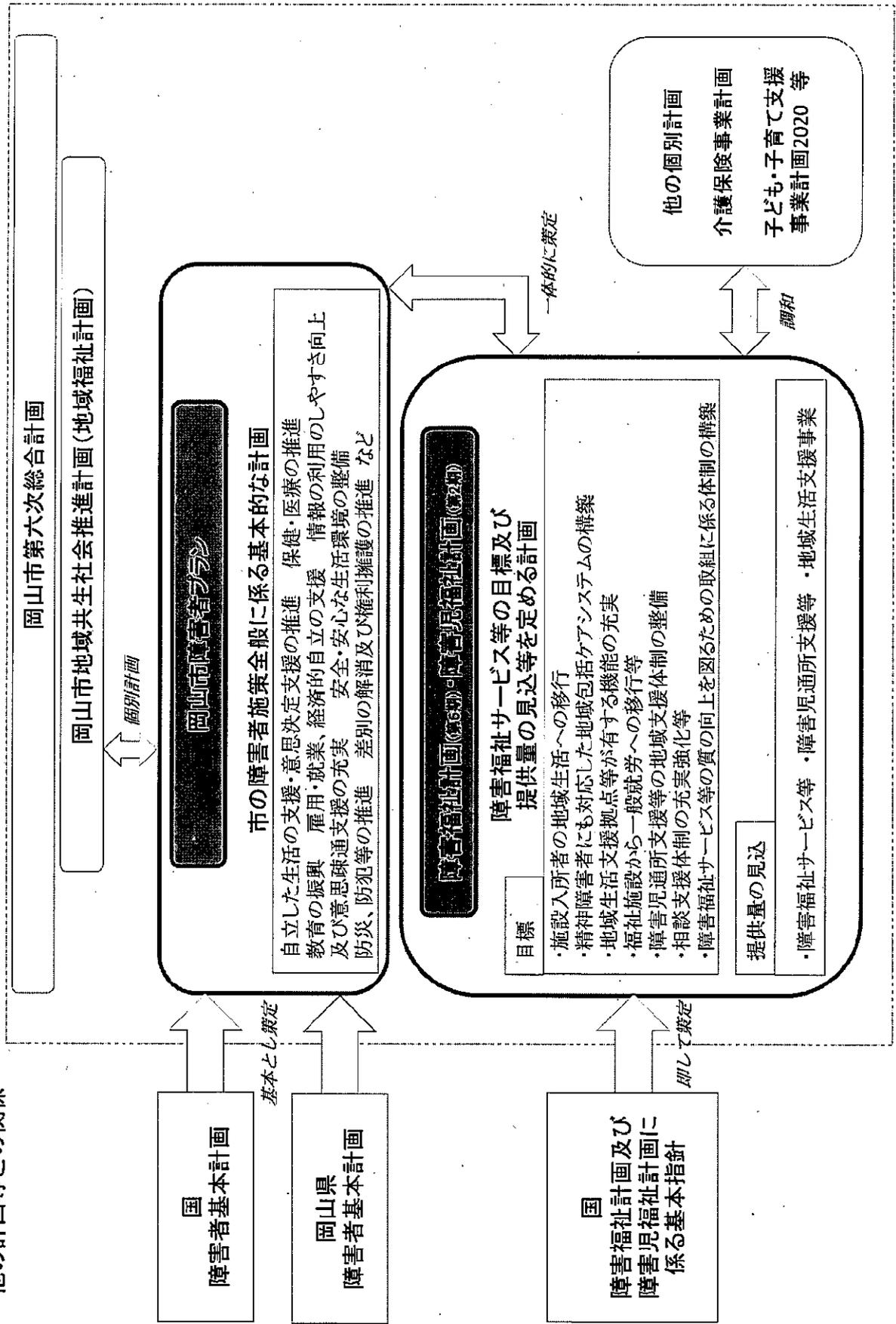
障害児支援の提供体制について成果目標を定めるほか、障害児通所支援及び相談支援の見込量を定める。

第2期は、令和3年度から5年度を計画期間とする。

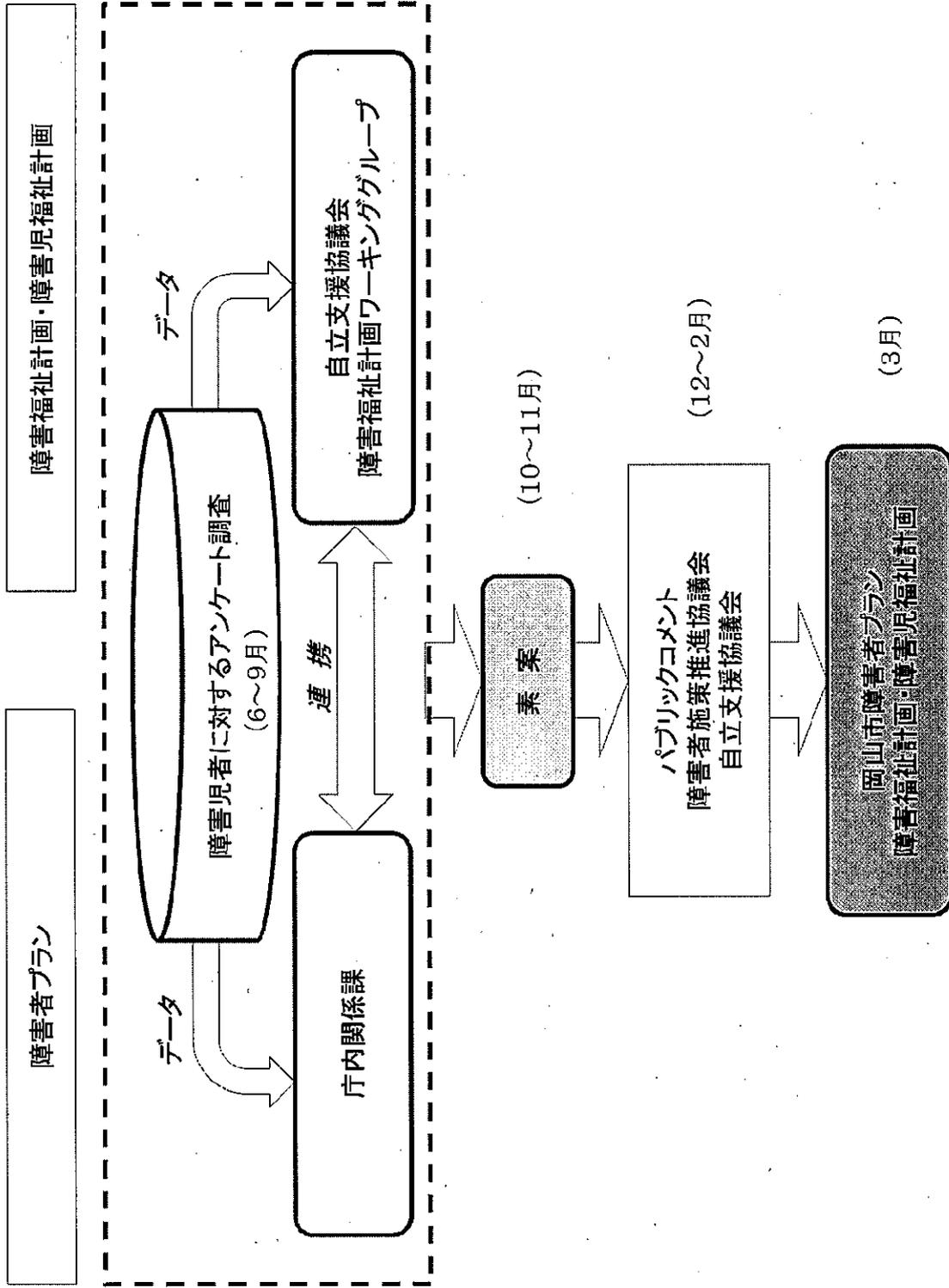
障害福祉計画・障害者プランの策定経過

障害者計画		障害者計画		障害者計画	
国	岡山県	岡山市	国	岡山県	岡山市
平成21年度	障害者基本計画 (第2次) (平成15～24年度)	岡山県障害者 長期計画 (平成11～22年度)	障害者プラン (平成20～24年度)	第2期計画 (平成21～23年度)	21年度
平成22年度	障害者基本計画 (第3次) (平成25～29年度)	第2期 岡山県障害者計画 (平成23～27年度)	(2年間延長)	第3期計画 (平成24～26年度)	22年度
平成23年度					23年度
平成24年度	障害者基本計画 (第4次) (平成30～令和4年 度)	第3期 岡山県障害者計画 (平成28～令和2年 度)	障害者プラン (平成27～令和2年度)	第4期計画 (平成27～29年度)	24年度
平成25年度					25年度
平成26年度					26年度
平成27年度	障害者基本計画 (第5次) (令和3～令和7年度)	岡山県障害者計画 (次期)	(中間見直し)	第5期計画 ・第1期障害者福祉計画 (平成30～令和2年度)	27年度
平成28年度					28年度
平成29年度	障害者基本計画 (第6次) (令和3～令和7年度)	岡山県障害者計画 (次期)	(中間見直し)	第6期計画 ・第2期障害者福祉計画 (令和3～5年度)	29年度
平成30年度					30年度
令和元年度	障害者基本計画 (第7次) (令和8～令和12年度)	岡山県障害者計画 (次期)	(中間見直し)	第7期計画 ・第3期障害者福祉計画 (令和8～10年度)	元年度
令和2年度					2年度
令和3年度	障害者基本計画 (第8次) (令和13～令和17年度)	岡山県障害者計画 (次期)	(中間見直し)	第8期計画 ・第4期障害者福祉計画 (令和13～15年度)	3年度
令和4年度					4年度
令和5年度	障害者基本計画 (第9次) (令和18～令和22年度)	岡山県障害者計画 (次期)	(中間見直し)	第9期計画 ・第5期障害者福祉計画 (令和18～20年度)	5年度
令和6年度					6年度
令和7年度	7年度				

他の計画等との関係



岡山市障害者プラン及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定体制



第5期障害福祉計画の目標数値の達成状況

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	説明	29年度		30年度		元年度	
			数値	目標との差	数値	目標との差	数値	目標との差
地域生活移行者数	54人	平成29年度から令和2年度末までの間で施設入所から地域生活に移行する者の人数	県未調査	-	県未調査	-	県未調査	-
施設入所者数の減	12人	平成28年度末の施設入所者592人からの減少数(令和2年度末)	9	2	14	2	25	13

※2.2暫定数値

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標	29年度		30年度		元年度	
	数値	目標との差	数値	目標との差	数値	目標との差
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	-	-	0	△1	1	0

3 地域生活支援拠点等の整備

目標	29年度		30年度		元年度	
	数値	目標との差	数値	目標との差	数値	目標との差
地域生活支援拠点数	3箇所	-	3	0	3	0

4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値	説明	29年度		30年度		元年度	
			数値	目標との差	数値	目標との差	数値	目標との差
福祉施設から一般就労への移行者数	152人	令和2年度中に福祉施設利用者のうち一般就労へ移行する者の人数	127	0	152	0	145	△7
就労移行支援事業の利用者数の増	38人	平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数150人からの増加数(令和2年度末)	22	△12	26	△12	67	29

※2.2暫定数値

項目	目標値	29年度		30年度		元年度	
		数値	目標との差	数値	目標との差	数値	目標との差
就労移行率が3割以上の事業所数	令和2年度末の就労移行支援事業所の5割以上	69.2%	-	62.5%	12.5%	47.4%	△2.6%
就労定着支援事業による職場定着率	平成30年度と令和元年度に就労定着支援事業による支援を開始した者について、支援開始から1年後の職場定着率が8割以上	-	-	-	-	87.2%	7.2%

5 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	29年度		30年度		元年度	
		数値	目標との差	数値	目標との差	数値	目標との差
児童発達支援センターの設置数	5箇所	5	0	5	0	5	0
保育所等訪問支援を実施する事業所数	15箇所	9	△6	9	△6	10	△5
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	4箇所	3	△1	3	△1	3	△1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成30年度末までに、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。	-	△1	0	△1	1	0

障害者福祉計画のサービス見込量に対する実績(年度末の月ごとの利用人数)

1 訪問系サービス

※元年度はR2.2暫定数値

サービスの種類	区分	第4期計画				第5期計画				
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	見込と実績の差	元年度	見込と実績の差	
		人数	人数	人数	人数	人数	見込と実績の差	人数	見込と実績の差	
居宅介護	見込量	1,075	1,165	1,255	1,416	1,521	△ 117	1,521	△ 104	1,626
	実績	1,119	1,205	1,263	1,299	1,417		1,417		
重度訪問介護	見込量	120	125	130	126	130	△ 7	130	△ 17	134
	実績	110	118	112	119	113		113		
同行援護	見込量	100	110	120	100	103	16	103	17	106
	実績	91	94	101	116	120		120		
行動援護	見込量	40	45	50	38	40	5	40	5	42
	実績	32	34	43	43	45		45		

2 日中活動系サービス

サービスの種類	区分	第4期計画				第5期計画				
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	見込と実績の差	元年度	見込と実績の差	
		人数	人数	人数	人数	人数	見込と実績の差	人数	見込と実績の差	
生活介護	見込量	1,205	1,290	1,375	1,226	1,261	7	1,261	△ 32	1,296
	実績	1,117	1,156	1,196	1,233	1,229		1,229		
自立訓練(機能訓練)	見込量	4	4	4	2	4	3	4	0	6
	実績	0	1	9	5	4		4		
自立訓練(生活訓練)	見込量	64	68	72	55	60	13	60	△ 17	65
	実績	17	39	51	68	43		43		
就労移行支援	見込量	95	106	117	168	178	8	178	40	188
	実績	104	150	172	176	218		218		
就労継続支援A型	見込量	1,095	1,195	1,295	1,383	1,438	△ 198	1,438	△ 277	1,488
	実績	1,141	1,253	1,275	1,185	1,161		1,161		
就労継続支援B型	見込量	1,140	1,235	1,325	1,184	1,234	2	1,234	△ 4	1,284
	実績	1,036	1,084	1,138	1,186	1,230		1,230		
就労定着支援	見込量				40	60	6	60	36	76
	実績				46	96		96		
療養介護	見込量	160	160	160	165	165	1	165	△ 1	165
	実績	162	164	165	166	164		164		
短期入所(福祉型)	見込量	165	185	210	205	221	51	221	49	237
	実績	145	173	197	256	270		270		
短期入所(医療型)	見込量	65	75	85	81	88	△ 20	88	△ 41	95
	実績	53	67	56	61	47		47		

3 居住系サービス

※元年度はR2.2暫定数値

サービスの種類	区分	第4期計画				第5期計画			
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度	元年度	2年度
		人数	人数	人数	見込と実績の差	人数	見込と実績の差	人数	見込と実績の差
自立生活援助	見込量				10	△ 10	15	△ 10	20
	実績				0		5		
共同生活援助	見込量	462	507	552	508	△ 10	538	△ 35	568
	実績	427	453	480	498		503		
施設入所支援	見込量	585	579	573	586	△ 8	583	△ 16	580
	実績	599	592	583	578		567		

4 相談支援

サービスの種類	区分	第4期計画				第5期計画			
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度	元年度	2年度
		人数	人数	人数	見込と実績の差	人数	見込と実績の差	人数	見込と実績の差
計画相談支援	見込量	322	483	644	627	43	667	48	707
	実績	502	547	637	670		715		
地域移行支援	見込量	10	15	20	3	3	5	1	7
	実績	2	1	2	6		6		
地域定着支援	見込量	60	70	80	65	19	70	36	75
	実績	67	63	65	84		106		

5 障害児支援

サービスの種類	区分	第4期計画				第5期計画			
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度	元年度	2年度
		人数	人数	人数	見込と実績の差	人数	見込と実績の差	人数	見込と実績の差
児童発達支援	見込量	640	640	640	1,082	272	1,112	309	1,132
	実績	896	977	1,207	1,354		1421		
医療型児童発達支援	見込量	10	10	10	10	△ 7	10	△ 9	10
	実績	8	5	5	3		1		
放課後等デイサービス	見込量	710	790	870	1,490	128	1,690	187	1,905
	実績	782	1,099	1,347	1,618		1,877		
保育所等訪問支援	見込量	20	20	20	35	△ 11	40	△ 8	45
	実績	11	25	28	24		32		
居宅訪問型児童発達支援	見込量				5	△ 5	10	△ 10	15
	実績				0		0		
障害児入所施設 (福祉型・医療型)	見込量	110	110	110	105	△ 17	105	△ 26	105
	実績	97	101	89	88		79		
障害児相談支援	見込量	156	217	278	228	△ 31	268	△ 67	308
	実績	78	148	177	197		201		

6 発達障害者支援

サービスの種類	区分	第4期計画			第5期計画			
		27年度	28年度	29年度	30年度		元年度	
					人数	見込と実績の差	人数	見込と実績の差
発達障害者支援地域協議会の開催(開催回数)	見込量				1	0	1	
	実績				1			△ 1
発達障害者支援センターによる相談支援(相談件数)	見込量				3,360	△ 769	3,600	△ 1,008
	実績				2,591		2,592	
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言(助言件数)	見込量				60	△ 19	70	△ 18
	実績				41		52	
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発(研修・啓発件数)	見込量				100	21	100	△ 18
	実績				121		82	

障害福祉計画に係る国の基本指針における目標数値

1 施設入所者の地域生活への移行

(参考: 第5期)

項目	第6期(R3=5)
①地域生活移行者数	令和元年度末の施設入所者のうち、令和5年度末までの間に地域生活に移行する者の割合 6%+ α 以上
②施設入所者数の減	令和元年度末の施設入所者からの減少数の割合(令和5年度末) 1.6%+ α 以上

第5期(H30-R2)
平成28年度末の施設入所者のうち、令和2年度末までの間に地域生活に移行する者の割合 9%+ α 以上
平成28年度末の施設入所者からの減少数の割合(令和2年度末) 2%+ α 以上

※ α は、前期計画の未達成率

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	第6期(R3=5)
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 316日以上

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	第6期(R3=5)
地域生活拠点等の確保及び機能の充実	令和5年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討

第5期(H30-R2)
令和2年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	第6期(R3-5)
①福祉施設から一般就労への移行者数	福祉施設利用者のうち令和5年度までに一般就労へ移行する者の人数 令和元年度の移行実績の1.27倍+α以上 そのうち、就労移行支援については、令和元年度の移行実績の1.30倍以上 就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、令和元年度の移行実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上
②就労定着支援事業の利用者	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する
③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

※αは、前期計画の未達成率

5 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

項目	第6期(R3-5)
①児童発達支援センターの設置	令和5年度未までに児童発達支援センターを1箇所以上設置
②障害児の地域社会への参加・包括の推進	令和5年度未までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
③重症心身障害児の支援体制の確保	令和5年度未までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保
④医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコトネットの配置	令和5年度未までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコトネットを配置

第5期(H30-R2)
福祉施設利用者のうち令和2年度中に一般就労へ移行する者の人数 平成28年度の移行実績の1.5倍+α以上

第5期(H30-R2)
令和2年度未までに児童発達支援センターを1箇所以上設置
令和2年度未までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
令和2年度未までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保
平成30年度未までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

6 相談支援体制の充実・強化等

項目	第6期(R3=5)
相談支援体制の充実・強化等の推進	令和5年度末までに相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項目	第6期(R3=5)
障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組	令和5年度末までにサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

令和2年度第1回
岡山市障害者施策推進協議会
令和2年5月28日
資料 2

アンケートについて

- 1 目的 : 計画の策定にあたり、障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を把握する
- 2 実施期間 : 令和2年7～8月頃
- 3 対象者 : 身体・知的・精神障害者等 約3,400人
- 4 項目概要
○障害者向け

分類	質問番号	質問内容
性別・年齢・家族など	1	回答者
	2	年齢
	3	性別
	4	住所の地域
	5	誰と暮らしているか
生活動作・介助など	6	ひとりのできるか
	7	介助者は誰か
	8	介助者の年齢・性別・就労状況・健康状態
障害等の状況	9	身体障害者手帳等級
	10	身体障害種類
	11	療育手帳等級
	12	精神障害者手帳等級
	13	難病認定の有無
	14	発達障害の有無
	15	高次脳機能障害の有無
	16	高次脳機能障害の関連障害
	17	受けている医療ケア
住まいや暮らしの状況	18	住居は在宅・病院・施設
	19	入所者の生活場所の希望
	20	地域で生活するために必要な支援
	21	必要な支援の具体的な記述
日中の活動状況や就労の意向	22	外出頻度
	23	外出の同伴者
	24	外出目的
	25	外出で困ること
	26	日中の過ごし方
	27	就労形態
	28	就労希望
	29	職業訓練の希望
	30	就労支援
	サービスの利用状況・希望	31
32		介護保険サービス受給の有無
33		要介護度
34		福祉サービスの利用状況・利用希望
35		福祉サービス利用の満足度
36		福祉サービス利用の満足度の理由
37		福祉サービスを利用するときに困ること

分類	質問番号	質問内容
相談相手	38	相談相手
	39	福祉サービスの情報入手先
権利擁護	40	差別の有無
	41	差別された場所
	42	成年後見制度の認知
	43	成年後見人等の有無
災害時の避難等	44	ひとりで避難できるか
	45	近所の支援
	46	災害時に困ること
文化活動等	47	余暇時間の過ごし方
	48	行事への参加状況
	49	自由記述

○障害児の保護者向け

分類	質問番号	質問内容
性別・年齢・家族など	1	回答者
	2	年齢
	3	性別
	4	住所の地域
	5	誰と暮らしているか
生活動作・介助など	6	ひとりでできるか
	7	介助者は誰か
	8	介助者の年齢・性別・健康状態・就労状況
障害等の状況	9	身体障害者手帳等級
	10	身体障害種類
	11	療育手帳等級
	12	精神障害者手帳等級
	13	難病認定の有無
	14	発達障害の有無
	15	高次脳機能障害の有無
	16	高次脳機能障害の関連障害
	17	受けている医療ケア
日中の活動状況や就労の意向	18	日中の定期的な通い先
	19	通う際の同伴者
	20	送迎で困ること
サービスの利用状況・希望	21	児童福祉関係サービス等の利用状況・利用希望
	22	福祉サービスの利用状況・利用希望
	23	サービス利用の満足度
	24	サービス利用の満足度の理由
	25	福祉サービスを利用するときに困ること
相談相手	26	育児の際に困っていること(自由記述)
	27	相談相手
	28	福祉サービスの情報入手先
	29	サービス等の要望(自由記述)

福祉に関するアンケート調査 調査票

問1 お答えいただくのは、どなたですか。(〇は1つだけ)

1. 本人(この調査票が郵送された宛名の方)
2. 本人の家族
3. 家族以外の介助者

※これ以降、この調査票が郵送された宛名の方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人(この調査票の対象者：障害のある方)の状況などについて、お答えください。

あなた(宛名の方)の性別・年齢・ご家族などについて

問2 あなたの年齢をお答えください。(令和2年6月1日現在)

満 歳

問3 あなたの性別をお答えください。(〇は1つだけ)

1. 男性
2. 女性

問4 あなたがお住まいの地域はどこですか。(〇は1つだけ)

1. 北区
2. 中区
3. 東区
4. 南区
5. その他

問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。
(あてはまるものすべてに〇)

1. 父母・兄弟
2. 配偶者(夫または妻)
3. 子ども
4. 祖父母
5. その他()
6. グループホーム、福祉施設等
7. いない(一人で暮らしている)

問6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)

項目	ひとりできる	一部介助が必要	全部介助が必要
① 食事をとる	1	2	3
② トイレ	1	2	3
③ 入浴	1	2	3
④ 衣服の着脱	1	2	3
⑤ 身だしなみ	1	2	3
⑥ 家の中の移動	1	2	3
⑦ 外出	1	2	3
⑧ 家族以外の人との意思疎通	1	2	3
⑨ お金の管理	1	2	3
⑩ 薬の管理	1	2	3

→ (問6で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた方)

問7 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 父母・兄弟	4. 祖父母
2. 配偶者(夫または妻)	5. ホームヘルパーや施設の職員
3. 子ども	6. その他の人(ボランティア等)

↓ (問7で1. ~4. と答えた方)

問8 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、就労状況、健康状態をお答えください。

① 年齢(令和2年6月1日現在) 満 歳

② 性別(○は1つだけ)

1. 男性	2. 女性
-------	-------

③ 就労状況(○は1つだけ)

1. 就労している	2. 就労していない
-----------	------------

④ 健康状態(○は1つだけ)

1. よい	2. ふう	3. よくない
-------	-------	---------

あなたの障害の状況について

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-----------|
| 1. 1級 | 3. 3級 | 5. 5級 | 7. 持っていない |
| 2. 2級 | 4. 4級 | 6. 6級 | |

問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。(〇は1つだけ)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 視覚障害 | 5. 肢体不自由(下肢) |
| 2. 聴覚障害 | 6. 肢体不自由(体幹) |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障害 | 7. 内部障害(1~6以外) |
| 4. 肢体不自由(上肢) | |

問11 あなたは療育手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|--------|--------|-----------|
| 1. A判定 | 2. B判定 | 3. 持っていない |
|--------|--------|-----------|

問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-----------|
| 1. 1級 | 2. 2級 | 3. 3級 | 4. 持っていない |
|-------|-------|-------|-----------|

問13 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。(〇は1つだけ)

※ 難病(特定疾患)とは、重症筋無力症やパーチェット病などの治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいいます。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 受けている | 2. 受けていない |
|----------|-----------|

問14 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。(〇は1つだけ)

※ 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問15 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。(〇は1つだけ)

※ 高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷

を受けその後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

1. ある	2. ない
-------	-------

問16 問15で「ある」を選択した場合、その関連障害をお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

1. 視覚障害	5. 肢体不自由 (下肢)
2. 聴覚障害	6. 肢体不自由 (体幹)
3. 音声・言語・そしゃく機能障害	7. 内部障害 (1~6以外)
4. 肢体不自由 (上肢)	

問17 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。
(あてはまるものすべてに○)

1. 気管切開	7. 中心静脈栄養 (IVH)
2. 人工呼吸器 (レスピレーター)	8. 透析
3. 吸入	9. カテーテル留置
4. 吸引	10. ストマ (人工肛門・人工膀胱)
5. 胃ろう・腸ろう	11. 服薬管理
6. 鼻腔経管栄養	12. その他 ()

住まいや暮らしについて

問18 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

1. 一人で暮らしている
2. 家族と暮らしている
3. グループホームで暮らしている
4. 福祉施設 (障害者支援施設、高齢者支援施設) で暮らしている
5. 病院に入院している
6. その他 ()

日中活動や就労についてお聞きします。

問22 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 毎日外出する | 4. まったく外出しない |
| 2. 1週間に数回外出する | |
| 3. めったに外出しない | |

【問23から問25は、問22で、4. 以外を選択した場合にお答えください。】

問23 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(〇は1つだけ)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. 父母・祖父母・兄弟 | 4. ホームヘルパーや施設の職員 |
| 2. 配偶者(夫または妻) | 5. その他の人(ボランティア等) |
| 3. 子ども | 6. 一人で外出する |

問24 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 通勤・通学・通所 | 6. 趣味やスポーツをする |
| 2. 訓練やリハビリに行く | 7. グループ活動に参加する |
| 3. 医療機関への受診 | 8. 散歩に行く |
| 4. 買い物に行く | 9. その他() |
| 5. 友人・知人に会う | |

問25 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

- | |
|----------------------------------|
| 1. 公共交通機関が少ない(ない) |
| 2. 列車やバスの乗り降りが困難 |
| 3. 道路や駅に階段や段差が多い |
| 4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい |
| 5. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど) |
| 6. 介助者が確保できない |
| 7. 外出にお金がかかる |
| 8. 周囲の目が気になる |
| 9. 発作など突然の身体の変化が心配 |
| 10. 困った時にどうすればいいのかが心配 |
| 11. その他() |

問26 あなたは、平日の^{ひらひら}日中を^{にちゅう}主にどのように^{たご}過ごしていますか。(〇は1つだけ)

1. ^{かいしゃ}会社勤めや、^{じざい}自営業、^{かぎやう}家業などで^{しゅうにゅう}収入を得て^{まは}仕事をしている
2. ボランティアなど、^{しゅうにゅう}収入を得ない^{かつどう}活動をしている
3. ^{せんぎょう}専業主婦(主夫)をしている
4. ^{ふくし}福祉施設、^{さくぎょう}作業所等に^{なづ}通っている(就労継続支援A型・B型を含む)
5. ^{びやういん}病院などの^{ていけあ}デイケアに^{なづ}通っている
6. ^{りはびり}リハビリテーションを^う受けている
7. ^{じたく}自宅で^{たご}過ごしている
8. ^{にゅうしょ}入所している^{しせつ}施設や^{びやういん}病院等で^{たご}過ごしている
9. ^{たいがく}大学、^{せんもん}専門学校、^{しきぎょう}職業訓練校などに^{なづ}通っている
10. その他()

【問26で、「1. ^{かいしゃ}会社勤めや、^{じざい}自営業、^{かぎやう}家業などで^{しゅうにゅう}収入を得て^{まは}仕事をしている」を選択した場合にお答えください。】

問27 どのような^{きんむ}勤務形態で^{はたら}働いていますか。(〇は1つだけ)

1. ^{せいしきん}正職員で他の^{しきん}職員と^{きんむ}勤務条件等に^{ちが}違いはない
2. ^{せいしきん}正職員で^{たんじかん}短時間勤務などの^{しょうがい}障害者配慮がある
3. ^{ぱーと}パート・^{あるばいと}アルバイト等の^{ひじょう}非常勤職員、^{へんぱん}派遣職員
4. ^{じざい}自営業、^{りうりん}農林水産業など
5. その他()

【問26で、1. 以外を選択した方にお聞きします。】

問28 あなたは今後、^{しゅうにゅう}収入を得る^{しごと}仕事をしたいと^{おも}思いますか。(〇は1つだけ)

1. ^{しごと}仕事をしたい
2. ^{しごと}仕事はしたくない、できない

問29 収入を得る仕事につくために、職業訓練などを受けたいと思いますか。
(○は1つだけ)

1. すでに職業訓練を受けている
2. 職業訓練を受けたい
3. 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない

問30 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思えますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 通勤手段の確保
2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮
3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮
4. 在宅勤務の拡充
5. 職場の障害者理解
6. 職場の上司や同僚に障害への理解があること
7. 職場で個別の配慮(介助や援助等)が受けられること
8. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
9. 企業ニーズに合った就労訓練
10. 仕事についての職場外での相談対応、支援
11. 資金向上のための支援
12. その他 ()

障害福祉サービス等の利用についてお聞きします。

問31 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

- | | | | |
|--------|--------|--------|-----------|
| 1. 区分1 | 3. 区分3 | 5. 区分5 | 7. 受けていない |
| 2. 区分2 | 4. 区分4 | 6. 区分6 | 8. 非該当 |

問32 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(○は1つだけ)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 利用している | 2. 利用していない |
|-----------|------------|

【問32で、「1. 利用している」を選択した方にお聞きします。】

問33 該当する要介護度はどれですか。（○は1つだけ）

1. 要支援1	3. 要介護1	5. 要介護3	7. 要介護5
2. 要支援2	4. 要介護2	6. 要介護4	

問34 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。

（(1)から(22)のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答（番号に○）してください）

	現在利用しているか		今後利用したいか	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
(1) 居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。	1	2	1	2
(2) 重度訪問介護 重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ食事などの介助や外出の移動の補助を行うサービスです。	1	2	1	2
(3) 同行支援 視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の支援などを行うサービスです。	1	2	1	2
(4) 行動支援 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。	1	2	1	2
(5) 重度障害者等包括支援 常時介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。	—	—	1	2

	現在利用しているか		今後利用したいか	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
<p>(6) 短期入所（ショートステイ） 在宅の障害者（児）を介護する方が病気の 場合などに、障害者が施設に短期間入所 し、入浴、排せつ、食事の介護などを行う サービスです。</p>	1	2	1	2
<p>(7) 療養介護 医療が必要な方で、常に介護を必要とする 方に、主に昼間に病院等において機能訓練、 療養上の管理、看護などを提供するサー ビスです。</p>	1	2	1	2
<p>(8) 生活介護 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排 せつ、食事の介護や創作的活動などの機会 を提供するサービスです。</p>	1	2	1	2
<p>(9) 施設入所支援 主として夜間、施設に入所する障害者 （児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護な どの支援を行うサービスです。</p>	1	2	1	2
<p>(10) 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるよ う、一定の期間における身体機能や生活 能力向上のために必要な訓練を行うサー ビスです。</p>	1	2	1	2
<p>(11) 宿泊型自立訓練 知的障害や精神障害の方に、一定期間、 居住の場を提供して、帰宅後における生活 能力の維持・向上のための訓練その他の 支援を行うサービスです。</p>	1	2	1	2
<p>(12) 就労移行支援 通常の事業所で働きたい方に、一定の 期間、就労に必要な知識・能力の向上の ための訓練を行うサービスです。</p>	1	2	1	2

	現在利用しているか		今後利用したいか	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
<p>(13) 就労継続支援 (A型)</p> <p>通常の事業所で働くことが困難であつて、雇用契約に基づく就労が可能な方に、就労の機会の提供や生産活動等の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。</p>	1	2	1	2
<p>(14) 就労継続支援 (B型)</p> <p>通常の事業所で働くことが困難であつて、雇用契約に基づく就労が困難な方に、就労の機会の提供や生産活動等の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。</p>	1	2	1	2
<p>(15) 就労定着支援</p> <p>就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された方の就労の継続を図るため、相談、指導及び助言等の支援を行うサービスです。</p>	1	2	1	2
<p>(16) 自立生活援助</p> <p>単身等で生活する方に訪問等による、情報提供及び助言、相談等の自立した日常生活を営むための必要な援助を行うものです。</p>	1	2	1	2
<p>(17) 共同生活援助 (グループホーム)</p> <p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、食事や入浴等の介護を行うサービスです。</p>	1	2	1	2
<p>(18) 計画相談支援</p> <p>障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画についての相談・作成等の支援を行うものです。</p>	1	2	1	2

	現在利用しているか		今後利用したいか	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
(19) 地域移行支援 施設や病院に入所・入院している方が、 地域生活に移行するための活動に関する 支援を行うサービスです。	1	2	1	2
(20) 地域定着支援 居宅において単身等で生活する方に常時 の連絡体制を確保し、緊急の際に相談・訪問 等の必要な支援を行うサービスです。	1	2	1	2
(21) 移動支援 一人では外出が困難な方にガイドヘルパ ーを派遣します。	1	2	1	2
(22) 日中一時支援 日中において、見守りなどの支援が必要 と認められる方に、見守りや日常的な訓練 を行うサービスです。	1	2	1	2
(23) 地域活動支援センター 創作的活動又は生産活動の機会の提供、 社会との交流の促進等、機能訓練、社会適応 訓練、入浴等のサービスを行うものです。	1	2	1	2
(24) 訪問入浴 訪問により居宅において入浴サービスを 提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、 心身機能の維持等を図るサービスです。	1	2	1	2

【問35及び問36は、問34でいずれかのサービスについて「利用している」を選択した場合にお答えください。】

問35 あなたは現在利用しているサービスに満足していますか。(〇は1つだけ)

1. 満足している
2. おおむね満足している
3. ふつう
4. やや不満である
5. 不満である

問36 問35で回答を選択した理由について、よろしければお書きください。

問37 福祉サービスを受けようとする時に、困っていることがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. どのようなサービスが利用できるのかわからない
2. サービス利用の手続きが大変
3. 事業者を選ぶための情報が少ない
4. 利用したいサービスが制度上利用できない
5. 利用者負担について困っている
6. 利用したいと思うサービスがない
7. 利用できる回数や日数が少ない
8. 希望に合った事業者が見つからない
9. 事業者との利用日時などの調整が大変
10. サービスの質が良くない
11. その他 ()
12. 特に困っていることはない

相談相手についてお聞きします。

問38 あなたは、普段、悩みや困ったことをだれに相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 家族や親せき
2. 友人・知人
3. 近所の人
4. 職場の上司や同僚
5. 施設の指導員など

(次のページにつづく)

6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人
7. 障害者団体や家族会
8. かかりつけの医師や看護師
9. 病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネジャー
10. 民生委員・児童委員
11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口（相談支援専門員等）
12. 行政機関の相談窓口
13. その他（ ）

問39 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
2. 行政機関の広報誌
3. インターネット
4. 家族や親せき、友人・知人
5. サービス事業所の人や施設職員
6. 障害者団体や家族会（団体の機関誌など）
7. かかりつけの医師や看護師
8. 病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネジャー
9. 民生委員・児童委員
10. 相談支援事業所などの民間の相談窓口（相談支援専門員等）
11. 行政機関の相談窓口
12. その他（ ）

けんりようこ き
権利擁護についてお聞きします。

問40 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。
(○は1つだけ)

- | | | |
|-------|---------|-------|
| 1. ある | 2. 少しある | 3. ない |
|-------|---------|-------|

↓
【問40で、1. または2. と回答された方にお聞きします。】

問41 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-----------|--------------|
| 1. 学校・仕事場 | 5. 病院などの医療機関 |
|-----------|--------------|

- | | |
|-------------|------------|
| 2. 仕事を探るとき | 6. 住んでいる地域 |
| 3. 外出先 | 7. その他 () |
| 4. 余暇を楽しむとき | |

問42 成年後見制度についてご存じですか。(〇は1つだけ)

- | |
|-------------------------|
| 1. 名前も内容も知っている |
| 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない |
| 3. 名前も内容も知らない |

問43 あなたには成年後見人等がついていますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|----------|--------|
| 1. 成年後見人 | 3. 補助人 |
| 2. 保佐人 | 4. いない |

災害時の避難等についてお聞きします。

問44 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|--------|---------|----------|
| 1. できる | 2. できない | 3. わからない |
|--------|---------|----------|

問45 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|-------|--------|----------|
| 1. いる | 2. いない | 3. わからない |
|-------|--------|----------|

問46 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

- | |
|----------------------------|
| 1. 投薬や治療が受けられない |
| 2. 補装具の使用が困難になる |
| 3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる |
| 4. 救助を求めることができない |
| 5. 安全なところまで、迅速に避難することができない |
| 6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない |
| 7. 周回とコミュニケーションがとれない |
| 8. 避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安 |
| 9. その他 () |
| 10. 特にない |

文化活動等についてお聞きします。

問47 あなたは、学校や職場、福祉サービス事業所へ通う時間以外の余暇時間にどのような活動をしていますか。(〇はあてはまるものすべて)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. スポーツ | 4. その他 |
| 2. 外出(買い物など) | () |
| 3. 趣味(音楽鑑賞など) | 5. ほとんど余暇活動をしていない |

問48 あなたは、最近1年間に次の行事などに参加していますか。参加したものがあれば選んでください。(〇はあてはまるものすべて)

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. 地域の行事 | 4. 学習会や講演会 |
| 2. 趣味などのサークル活動 | 5. 参加できていない |
| 3. スポーツ活動 | 6. その他() |

あなたへの質問は以上です。最後に、どんな暮らしがしたいか、そのためにはどんな支援やサービスがあればよいか、また、保健・医療・福祉サービスへのご意見、ご要望やあなたの生活上の悩みなど、何でも結構ですのでご自由にお書きください。

協力ありがとうございました。

障害児（18歳未満）の保護者向けアンケート（案）

福祉に関するアンケート調査 調査票

問1 お答えいただくのは、どなたですか。（〇は1つだけ）

1. お子さんの父母
2. お子さんの家族（父母以外）
3. その他（ ）

お子さんの性別・年齢・ご家族などについて

問2 お子さんの年齢をお答えください。（令和2年6月1日現在）

満 歳

問3 お子さんの性別をお答えください。（〇は1つだけ）

1. 男
2. 女

問4 お子さんがお住まいの地域はどこですか。（〇は1つだけ）

1. 北区
2. 中区
3. 東区
4. 南区
5. その他

問5 現在、お子さんが一緒に暮らしている人は、どなたですか。
（あてはまるものすべてに〇）

1. 父
 2. 母
 3. 兄弟姉妹
 4. 祖父母
 5. 障害児入所施設等
 6. その他
- （ ）

問6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)

項目	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要
① 食事をとる	1	2	3
② トイレ	1	2	3
③ 入浴	1	2	3
④ 衣服の着脱	1	2	3
⑤ 家の中の移動	1	2	3
⑥ 通園・通学・通所	1	2	3
⑦ 慣れていない場所への外出	1	2	3
⑧ 家族以外の人との意思疎通	1	2	3
⑨ お金の管理	1	2	3
⑩ 薬の管理	1	2	3

問7 主に介助する方は誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 父	3. その他の家族 ()
2. 母	4. その他 ()

問8 お子さんを介助する家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、就労状況、健康状態をお答えください。

① 年齢 (令和2年6月1日現在) 満 歳

② 性別 (○は1つだけ)

1. 男性	2. 女性
-------	-------

③ 就労状況 (○は1つだけ)

1. 就労している	2. 就労していない
-----------	------------

④ 健康状態 (○は1つだけ)

1. よい	2. ふつう	3. よくない
-------	--------	---------

お子さんの障害の状況について

問9 お子さんは身体障害者手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-----------|
| 1. 1級 | 3. 3級 | 5. 5級 | 7. 持っていない |
| 2. 2級 | 4. 4級 | 6. 6級 | |

問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。
(〇は1つだけ)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 視覚障害 | 5. 肢体不自由(下肢) |
| 2. 聴覚障害 | 6. 肢体不自由(体幹) |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障害 | 7. 内部障害(1~6以外) |
| 4. 肢体不自由(上肢) | |

問11 お子さんは療育手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|--------|--------|-----------|
| 1. A判定 | 2. B判定 | 3. 持っていない |
|--------|--------|-----------|

問12 お子さんは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-----------|
| 1. 1級 | 2. 2級 | 3. 3級 | 4. 持っていない |
|-------|-------|-------|-----------|

問13 お子さんは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。(〇は1つだけ)

※ 難病(特定疾患)とは、重症筋無力症やベーチェット病などの治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいいます。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 受けている | 2. 受けていない |
|----------|-----------|

問14 お子さんは発達障害として診断されたことがありますか。(〇は1つだけ)

※ 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問15 お子さんは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。

(○は1つだけ)

※ 高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

1. ある	2. ない
-------	-------

問16 問15で「ある」を選択した場合、その関連障害をお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

1. 視覚障害	5. 肢体不自由 (下肢)
2. 聴覚障害	6. 肢体不自由 (体幹)
3. 音声・言語・そしゃく機能障害	7. 内部障害 (1~6以外)
4. 肢体不自由 (上肢)	

問17 お子さんが現在受けている医療ケアをお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

1. 気管切開	7. 中心静脈栄養 (IVH)
2. 人工呼吸器 (レスピレーター)	8. 透析
3. 吸入	9. カテーテル留置
4. 吸引	10. ストマ (人工肛門・人工膀胱)
5. 胃ろう・腸ろう	11. 服薬管理
6. 鼻腔経管栄養	12. その他 ()

にっちゅう
日中についてお聞きします。

問18 お子さんが平日の日中に定期的に通っている場所はどこですか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 保育園・幼稚園・認定こども園 | 4. 特別支援学校 |
| 2. 児童発達支援事業所 | 5. その他() |
| 3. 小学校・中学校・高等学校 | 6. ほとんど外出しない |

【問19から問20は、問18で、6. 以外を選択した場合にお答えください。】

問19 日中に定期的に通う際の主な送迎は誰が行いますか。(○は1つだけ)

- | | |
|------------|-------------------|
| 1. 父 | 4. ホームヘルパーや施設の職員 |
| 2. 母 | 5. その他の人(ボランティア等) |
| 3. 父母以外の家族 | 6. 一人で通う |

問20 送迎する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|----------------------------------|
| 1. 公共交通機関が少ない(ない) |
| 2. 列車やバスの乗り降りが困難 |
| 3. 道路や駅で交通事情や施設に不便や危険を感じることもある |
| 4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい |
| 5. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど) |
| 6. 介助者が確保できない |
| 7. 送迎のため他の子どもの世話ができない |
| 8. 外出にお金がかかる |
| 9. 周囲の目が気になる |
| 10. 発作など突然の身体の変化が心配 |
| 11. 困った時にどうすればいいのか心配 |
| 12. その他() |

福祉サービス等の利用についてお聞きします。

問21 お子さんは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(1)から(6)のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(番号に○)してください。

	現在利用しているか		今後利用したいか	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
(1) 児童発達支援 就学前の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得の支援、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。	1	2	1	2
(2) 医療型児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得の支援、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービスです。	1	2	1	2
(3) 放課後等デイサービス 学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に適い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。	1	2	1	2
(4) 保育所等訪問支援 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活の適応のための専門的な支援などを行うサービスです。	1	2	1	2
(5) 居宅訪問型児童発達支援 居宅を訪問し、就学前の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得の支援、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。	1	2	1	2
(6) 福祉型児童入所支援 障害児入所施設に入所する障害児に対して保護・日常生活の指導や技能の取得の支援を行うサービスです。	1	2	1	2

	現在利用しているか		今後利用したいか	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
(7) 医療型児童入所支援 障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。	1	2	1	2
(8) 障害児相談支援 障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画についての相談・作成等の支援を行うものです。	1	2	1	2
(9) 移動支援 ひとりでは外出が困難な方にガイドヘルパーを派遣します。	1	2	1	2
(10) 日中一時支援 日中において、見守りなどの支援が必要と認められる人に、見守りや日常的な訓練を行うサービスです。	1	2	1	2

問22 お子さんは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(1)から(5)のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(番号に○)してください。

	現在利用しているか		今後利用したいか	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
(1) 居宅介護(ホームヘルプ) 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。	1	2	1	2
(2) 同行援護 視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。	1	2	1	2

	現在利用しているか		今後利用したいか	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
(3) 行動援護 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。	1	2	1	2
(4) 重度障害者等包括支援 常時介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。	1	2	1	2
(5) 短期入所（ショートステイ） 在宅の障害者（児）を介護する方が病気の場合などに、障害者（児）が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。	1	2	1	2

【問23及び問24は、問21又は問22でいずれかのサービスについて「利用している」を選択した場合にお答えください。】

問23 あなたは現在利用しているサービスに満足していますか。（〇は1つだけ）

1. 満足している
2. おおむね満足している
3. ぶつう
4. やや不満である
5. 不満である

問24 問23で回答を選択した理由について、よろしければお書きください。

問25 福祉サービスを受けようとする時に、困っていることがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. どのようなサービスが利用できるのかわからない
2. サービス利用の手続きが大変
3. 事業者を選ぶための情報が少ない
4. 利用したいサービスが制度上利用できない
5. 利用者負担について困っている
6. 利用したいと思うサービスがない
7. 利用できる回数や日数が少ない
8. 希望に合った事業者が見つからない
9. 事業者との利用日時などの調整が大変
10. サービスの質が良くない
11. その他()
12. 特に困っていることはない

悩みや負担感などについてお聞きします。

問26 お子さんを育てていくうえで、悩んでいること、困っていること、負担に感じていることについて、自由にお書きください。

問27 お子さんを育てていくうえでの悩みや困ったことをどなたに相談しますか。
 (あてはまるものすべてに○)

1. 家族や親せき
2. 友人・知人
3. 近所の人
4. 職場の上司や同僚
5. 保育所、幼稚園、学校の先生
6. 施設の指導員など
7. ホームヘルパーなどサービス事業所の人
8. 障害者団体や家族会
9. かかりつけの医師や看護師
10. 病院のソーシャルワーカー
11. 民生委員・児童委員
12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口 (相談支援専門員等)
13. 行政機関の相談窓口
14. その他 ()

問28 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
2. 行政機関の広報誌
3. インターネット
4. 家族や親せき、友人・知人
5. サービス事業所の人や施設職員
6. 障害者団体や家族会 (団体の機関誌など)
7. かかりつけの医師や看護師
8. 病院のソーシャルワーカー
9. 民生委員・児童委員
10. 相談支援事業所などの民間の相談窓口 (相談支援専門員等)
11. 行政機関の相談窓口
12. その他 ()

問29 お子さんを育てていくうえで、どのようなサービスや支援があるとよいとおもいますか。自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

会議録

会議の名称	岡山市障害者施策推進協議会（令和2年度第1回）
開催日時	令和2年5月28日（木）13時30分～14時26分
開催場所	岡山市役所本庁舎7階 大会議室 （北区大供一丁目）
出席者	委員9人（別紙のとおり）
会議内容	別添次第のとおり
会議資料	別添のとおり（次第、資料）
会議録の作成方法	要点記録

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
1	開会 保健福祉局長 福井 貴弘 あいさつ 委員紹介、事務局紹介
2	会長選出 齋藤委員を選出
3	議事 傍聴4人
(1)	岡山市障害者プラン、第6期岡山市障害福祉計画及び第2期岡山市障害児福祉計画の策定について (事務局説明後、質疑応答及び意見) ・計画策定体制について (委員) 総論の部分も大切だが、各論の部分の検証をしっかりと行い、実態に沿う計画策定をお願いする。例えば入所施設の目標設定について、従前は入所者数を下げる所に目を向けていた。地域共生社会の醸成は理解しつつも、真に入所施設が必要な方がいるので、実態を把握して、計画に盛り込んでいただきたい。 また、新型コロナウイルス感染症や平成30年7月豪雨災害など非常時における障害福祉サービス、福祉システムのあり方は大きな課題だ。 (事務局) 目標設定について、見込量は国が定めた数値となり、計画はその数値に基づいて設定するのが基本となる。しかし大事なことは、委員の言われたとおり実態を分析して、今後どのような方向に持っていくのか、ということだと認識している。 (委員) しなやかにして強靱なプランができればいい。緊急時にも余裕をもって対応できるシステムづくりをしてほしい。緊急時に行政は大変そうなイメージがある。市職員のOB・OGを予備役のような形で登録していただき、バックアップ要員として確保してはどうか。また、収容施設がキャパオーバーした場合に備えて、空き施設を取り壊さずに置いておき、使ってみてはどうか。 (事務局) この福祉計画の上位計画として岡山市地域共生社会推進計画があり、委員が

言われたとおりバックアップを含めて岡山市全体をどうやって守っていくかということが基本になっている。

東日本大震災がきっかけで、行政だけでは地域を守ることができないので、地域共生という言葉が生まれた。そういう観点からも、地域のOB・OGや空き施設をどう使うか考えていきたい。

(委員) 障害児を抱えている親目線で話を聞いていた。緊急時対応について、今回の新型コロナウイルス感染症では、我々保護者が感染したらどうするか。どこかに避難するにしても、介助がなければいんなことができない。保護者が陽性になり障害児は陰性の場合どうすればいいのか。ショートステイに預ける場合はどうなるのか。そもそも預け先があるのか、空きはあるのか。そういったことをどこに言えばいいのか不安だった。行政に相談を受けてもらいたいのと、受け皿をどうにかしてほしい。事業所だけの話ではなく、いろんなサポートをしてくれるところを充実してほしい。

(事務局) 今回の新型コロナウイルス関連におけるショートステイをはじめとする福祉サービスの問題は重く受け止めている。そういった考え方を今後計画にどう盛り込んでいくか考えていきたい。

(委員) 施設入所支援の見込量について、表記はベッド数か利用人数か。

(事務局) 利用人数が基本になっている。実態を分析して表現を検討してまいりたい。

・アンケート内容について

(委員) どのような配布方法なのか。これだけアンケートのボリュームがあると、施設にまとめて配布される場合、相談員が1人1人記入しなければならず施設側としては大変なことになる。

(事務局) 個人を無作為で抽出するので、たまたま施設入所者がいるかもしれないが、施設全体にまとめて何通という形での配布は考えていない。

(委員) 安心した。

(会長) 施設全員分が来るということはないということだ。

(委員) 精神障害者手帳について、写真添付がある場合とない場合とがあり、例えばバス運賃の割引等受けられるサービスに違いがある。このアンケートは、どちらの場合も含めてのことなのか。

(会長) そもそも写真ありと写真なしがあるのか。

(事務局) 精神障害者手帳に写真を付けるかどうかはご本人の任意と聞いている。その他の部分については整理させていただきたい。

(2) その他

(事務局から、次回は計画素案の確認になる。11月頃開催予定であることを案内した)